

(検討素案)

大洲市教育大綱

～ キャッチフレーズ・キャッチコピー？ ～

－平成27年度～平成29年度－

大 洲 市

はじめに

<p style="text-align: right;">平成27年 月 大洲市長 清水 裕</p>	

目 次

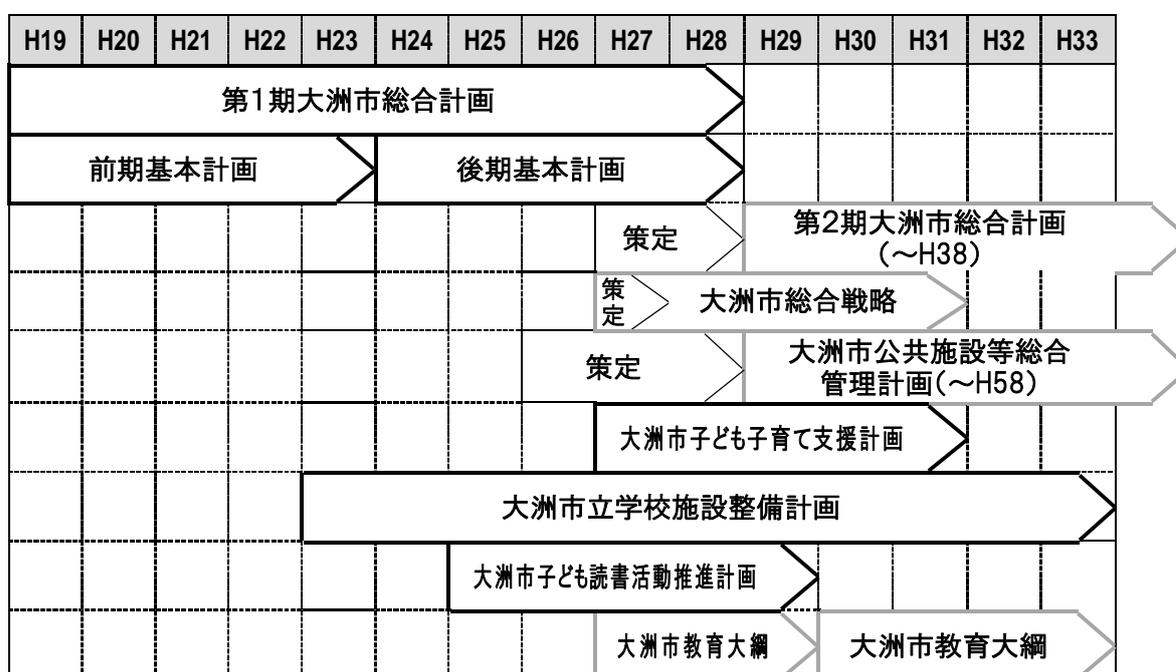
<ol style="list-style-type: none">1 大綱策定の趣旨2 大綱の期間3 大洲市教育の基本理念4 大綱の基本目標
--

1 大綱策定の趣旨

大洲市の最上位の計画である大洲市総合計画を踏まえ、その他関連計画との整合性を図るとともに、国の教育振興計画を参酌し、大洲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めます。

2 大綱の期間

本大綱の対象期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。ただし、今後の大綱については、4年間を対象期間とし、今年度から2年をかけて策定する「第2期大洲市総合計画」や関連する諸計画との整合性を図ります。



※大洲市学校防災マニュアル 平成25年1月策定

※大洲市いじめの防止等のための基本的な方針 平成27年3月11日策定

3 大洲市教育の基本理念

4 大綱の基本目標

第1期大洲市総合計画に基づき、次の4つの目標の実現を図ります。

(1) 学校教育の充実

① 就学前教育の充実

地域の未来を担う子どもたちが生き生きと育つよう、家庭や地域、幼稚園や保育所などでの就学前教育の充実に向けて、子育て家庭や子育てサークルへの支援、身近な遊び場や遊ぶ機会、様々な体験機会の拡充を図るとともに、幼稚園や保育所の幼児教育内容の充実と小学校との連携強化、幼保一元化の検討などを行います。

② 学校教育の充実

学校、家庭、地域が連携し、地域の自然や産業、歴史・文化に学び、様々な体験を通じて生きる力や郷土への誇り、未来への確かな夢を育む教育を推進します。また、一人ひとりの個性を重視した教育を推進し、基礎学力の向上に努めるとともに、子どもたちの健康と体力の向上のため食育を推進します。加えて、情報化・国際化に対応できるよう教育内容の充実に努めます。

さらに、少子化に伴う適正な学校区の再編について、通学エリアの拡大による保護者負担の軽減策など地域の実情や特性に応じた検討を行い、老朽化した学校施設、給食センター、スクールバス、情報機器の計画的な整備・充実に努めます。また、保護者、地域と連携し、登下校や学校での児童生徒の安全確保に努めます。

(2) 社会教育の充実

子どもたちが様々な体験を通して、将来の仕事や社会生活に必要な知識・技術を学び、若者や女性等が仕事に必要な職業知識やコミュニケーション能力を身につけ、また市民が地域生活やボランティア活動、まちづくり活動などに必要な知識を得ることができるよう、生涯学習の推進体制づくりに努めます。

また、体験学習や学習講座の充実、市民の自主学習グループの活動支援、情報ネットワークの整備や図書館をはじめとする生涯学習の地域拠点施設の整備などを行います。

(3) 文化スポーツの振興

① 文化・芸術の振興

心豊かな文化の薫り高いまちづくりに向けて、芸術・文化の鑑賞機会の充実や文化活動及び文化交流の支援を推進するとともに、市民が気軽

に多様な芸術・文化に親しむ拠点施設の整備を図ります。

また、文化財の保存・伝承・活用に努めるとともに、既存の博物館や点在する歴史・文化資源の有効活用に向けて、情報発信を強化し、観光と連携した取り組みを進めます。

さらに、地域の伝統や郷土芸能などを保存・継承し、発表の機会を通じて地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進します。

② スポーツ活動の推進

あらゆる世代がスポーツに親しみ、身体と心の健康のバランスを保持できるように、スポーツ活動を支援し、スポーツを通じて市民の交流を推進します。また、市民参加のイベント、地域の自然を活かした市外の方々も参加できるスポーツイベント及び支所・公民館でのイベントなどを市民とともに協働で開催します。

各種関係団体の育成と指導者の育成を図り、市民のスポーツ活動をサポートし、生涯を通じて行えるスポーツ種目の普及を行います。

また、体育施設の充実を図り、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

③ スポーツを活用したまちづくり

プロスポーツ活動を市の活性化のための新たな地域資源と位置づけ、試合・イベント等を通して広く本市をPRするとともに、市民に夢や希望、感動を与えることにより、明るく活力のあるまちづくりを推進します。

また、国民体育大会をはじめとする各種スポーツ大会の誘致に向け、施設等の整備・拡充を図ります。

(4) 人権尊重のまちづくり

すべての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、家庭や学校、地域社会、職場などあらゆる場を通じて、人権教育・人権啓発活動などを推進するとともに、相談体制の充実に努めます。

※ 平成27年度大洲市教育基本方針より

4 大綱の基本目標

大洲市総合計画の基本目標のひとつである「文化きらめくまちづくり」に資するため、次の事項を基本方針として教育行政の推進に努めます。

(1) 心豊かな生涯学習の振興

だれもが、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる多様な学習機会の創出や提供に努め、心豊かな生涯学習社会をめざす。

(2) 社会総がかりで取り組む教育の推進

学校・家庭・地域社会が連携・協力して、家庭及び地域の教育力向上と次代を担う青少年の健やかな成長を支援する。

(3) 安全安心な教育環境の整備と確かな学力を育てる教育の推進

子どもたちが安全で安心して学べる教育環境の中で、学ぶ意欲と確かな学力の向上に努め、生き抜く力を育む学校教育を推進する。

(4) 個性豊かな地域文化の創造

市民の文化・芸術活動の支援や、文化財の保存・活用と愛護精神の高揚に努め、個性豊かな地域文化を創造する。

(5) 生涯スポーツの推進

生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ環境の整備に努めるとともに、スポーツを通じた青少年の健全育成や市民の心身の健康維持・向上を図る。

(6) 互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成

互いの人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現をめざし、学校・家庭・地域の連携・協力のもとに人権学習を推進し、いじめや不登校の解消に向けた取組の充実に努める。

(7) 学び合う生涯学習社会づくり

情報機器やネットワークを活用した多様な教育を実践し、高度情報通信社会に対応できる人づくりを推進する。

(8) 世界に通用する人材の育成

外国人との語学学習や交流活動など国際交流の場を積極的につくり、異文化理解に努め、広く各分野で活躍できる国際感覚豊かな人材を育成する。

※ 国の第2期教育振興基本計画より

4 大綱の基本目標

下記を参考にして、大洲市の実情に応じて策定する。

【概要】

◆教育行政の4つの基本的方向性（ビジョン）と8つの成果目標（ミッション）

1 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～ ⇒ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

(1) 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）

生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

(2) 課題探求能力の修得（大学～）

どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

(3) 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

(4) 社会的・職業的自立に向けた力の育成

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～ ⇒ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

(5) 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

3 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～ ⇒ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

(6) 意欲ある全ての者への学習機会の確保

(7) 安全・安心な教育研究環境の確保

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～ ⇒ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

(8) 互助・共助による活力あるコミュニティの形成